



2018年6月6日

各位

会社名 株式会社ビーロット
 代表者名 代表取締役社長 宮内 誠
 (コード番号:3452 東証第一部)
 問合せ先 TEL. 03-6891-2525

第三者割当による第7回新株予約権(行使価額修正条項付)及び
 第8回新株予約権の発行に係る払込完了に関するお知らせ

当社は、2018年5月15日開催の当社取締役会決議に基づく第三者割当の方法による株式会社ビーロット第7回新株予約権及び株式会社ビーロット第8回新株予約権(以下、各々を「第7回新株予約権」及び「第8回新株予約権」といい、個別に又は総称して「本新株予約権」といいます。)の発行に関し、本日、本新株予約権の発行価額の総額(8,883,600円)の払込みが完了したことを確認いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

なお、本新株予約権の発行に関する詳細につきましては、2018年5月15日付当社適時開示「第三者割当による第7回新株予約権(行使価額修正条項付)及び第8回新株予約権の発行に関するお知らせ」及び2018年5月17日付当社適時開示「第三者割当による第7回新株予約権(行使価額修正条項付)及び第8回新株予約権の発行条件等の決定に関するお知らせ」をご参照ください。

記

募集の概要

(1) 割 当 日	2018年6月6日
(2) 発行新株予約権数	12,400個 第7回新株予約権 10,000個 第8回新株予約権 2,400個
(3) 発 行 価 額	第7回新株予約権1個当たり801円 (第7回新株予約権の発行価額の総額:8,010,000円) 第8回新株予約権1個当たり364円 (第8回新株予約権の発行価額の総額:873,600円) 本新株予約権の発行価額の総額:8,883,600円
(4) 当該発行による潜在株式数	潜在株式数:1,240,000株(新株予約権1個につき100株) 第7回新株予約権 1,000,000株 第8回新株予約権 240,000株 第7回新株予約権には行使価額修正条項が付されており、下限行使価額(下記「(6)行使価額及び行使価額の修正条件」で定義します。)においても、第7回新株予約権の潜在株式数は1,000,000株です。
(5) 調達資金の額	2,968,123,600円(差引手取概算額)(注)
(6) 行使価額及び行使価額の修正条件	・第7回新株予約権 第7回新株予約権の当初行使価額は2,181円(2018年5月15日の直前取引日の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)における当社普通株式の普通取引の終値)とします。 第7回新株予約権の行使価額は、第7回新株予約権の各行使請求の通知日(以下「修正日」といいます。)の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の第7回新株予約権及び第8回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

	<p>直前の終値)の91%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額(以下「修正日価額」といいます。)が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正されますが、その価額が下限行使価額(以下に定義します。)を下回ることとなる場合には、下限行使価額を行使価額とします。</p> <p>「下限行使価額」は、1,527円(2018年5月15日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の70%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額)とします。</p> <p>・第8回新株予約権 第8回新株予約権の行使価額は3,326円とします。第8回新株予約権については、行使価額の修正は行われません。</p>
(7) 募集又は割当方法	第三者割当の方法による。
(8) 割 当 先	株式会社SBI証券
(9) 譲渡制限及び行使数量制限の内容	<p>当社は、割当先と締結した本新株予約権に係る第三者割当契約証書(以下「本第三者割当契約」といいます。)において、本新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨及び譲渡された場合でも上記の割当先の権利義務は譲受人に引き継がれる旨を規定しております。</p> <p>当社は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同施行規則第436条第1項から第5項までの定めに基づき、MSCB等の買受人による転換又は行使を制限する措置を講じるため、割当先と締結した本第三者割当契約において、行使数量制限を定めております。</p>
(10) そ の 他	<p>当社は、割当先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、本第三者割当契約を締結しております。本第三者割当契約において、以下の内容が定められております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本新株予約権の行使停止及び行使停止の撤回 ・割当先による本新株予約権の取得に係る請求

(注) 資金調達額は、本新株予約権の発行価額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額です。なお、行使価額が修正又は調整された場合には、資金調達額は増加又は減少することがあります。また、本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、資金調達額は減少します。

以 上